

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

困難女性支援法や基本方針の内容、県内女性をめぐる現状を踏まえ、すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができるよう取組みを進めるもの

2 計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく県基本計画

3 計画期間

令和6年度～令和10年度までの5年間

第2章 富山県における困難女性をめぐる現状と課題

現状

課題

(1) 県内の女性をめぐる現状

- 親や子、経済面、仕事面では**半数以上が不安**
- 不安について、**相談したいができていない(2割)**
- 相談できない理由は、**周囲に相談できる人がいない(6割)**、**相談先がわからない(5割)**から
- 相談窓口(16機関)のすべてについて**相談受付内容を知らない(25%)**
- **相談体制の充実・強化、居場所**等を望む声が多い

(2) 県女性相談センターの状況

- 県内に1か所設置、女性相談員は**4名**配置
- **40歳代**の相談が最も多く、**30～50歳代**で全体の**約7割**
- 主訴別では、**DVが最も多く**、夫等以外からの暴力も併せた**暴力の相談件数(R4)**は、全体の**約6割**
- 一時保護所(場所秘匿)は、安全面の配慮から外部からの連絡や外出に制限あり

【相談件数、一時保護件数の推移】 主な相談理由(R4)



(3) 市町村の状況

- 婦人相談員配置
有 4市8名配置
無 6市(うち女性相談窓口有3市)
- 配置しない理由は「**人材確保の難しさ**」が多い

(4) 民間支援団体の状況

- 居場所の提供、就労支援、支援を要する前の予防活動など様々な支援を実施

【強み】個々の状況に応じた**きめ細やかな**支援
柔軟な支援、**中長期的な**自立支援

【課題】**財政基盤**の脆弱性、**人的支援**の不足
個人情報保護等から**他機関との連携**の難しさ
団体や活動の**周知**の仕方

【接する機会が多い女性】
・複合的な課題を抱えている
・他者との**コミュニケーションが難しい**
・支援を受けることに**抵抗感**がある

【支援の中で感じること】
・**居場所不足**、**多様な相談窓口**の必要性
・**早期支援**の重要性、**中長期支援**の必要性

困難な問題を抱える女性の早期発見

- ・多様な相談窓口や支援制度をわかりやすく周知することが必要
- ・個々の状況に応じた相談窓口の整備が必要
- ・早期に相談につながる体制づくりが必要
- ・相談しやすい環境づくりが必要

女性の意思に寄り添った相談、切れ目ない支援の実施

- ・相談内容の複雑化・多様化・複合化
- ・地域での生活再建や自立支援には市町村の主体的な取り組みが不可欠
- ・一時保護所は、安全面への配慮から全入所者に対して、外部との連絡や外出などの制限が必要
- ・個々の状況に応じた支援や中長期的支援が必要

民間団体との連携・協働

- ・専門的な知見、柔軟な対応など行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行う民間団体との連携・協働が必要
- ・支援団体の発掘・育成、活動継続のための支援が必要
- ・行政と民間で必要な情報を共有できる体制整備が必要
- ・民間団体の行う、困難な問題を抱える女性への支援についての周知協力

相談、支援体制の強化

- ・相談内容の複雑化・多様化・複合化により多くの機関との調整が必要
- ・居住市町村間で相談・支援体制の格差が生じないようにすることが必要
- ・困難な問題を抱える女性の相談窓口が必要
- ・相談員や相談窓口対応職員の資質向上

第3章 計画の目標等

目標(目指す方向) 富山県内のすべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会づくり

基本目標1

困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供

基本目標2

関係機関等の連携・協働による支援体制の充実・強化

推進指標

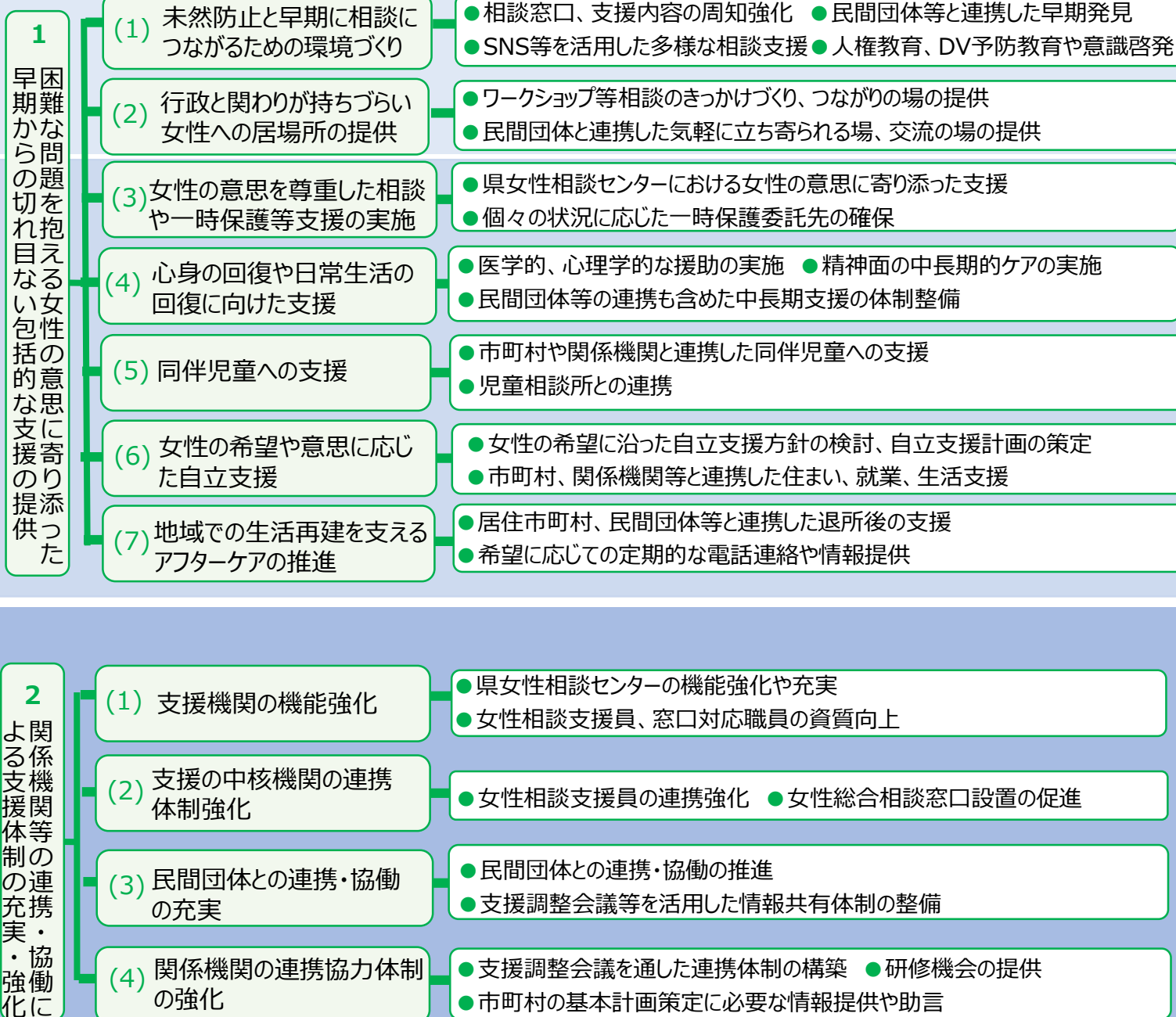
指標	R5	R10	指標	R5	R10
基本計画策定市町村数	—	全(15)市町村	相談したかったけどできなかった人の割合	2割	引き下げる
県における支援調整会議の設置	—	R6に設置	女性相談支援員及び窓口担当者に対する資質向上研修の実施	年2回	年3回以上
女性総合相談窓口設置市町村数	—	全(15)市町村	協働する民間団体数	—	—
女性相談支援センターがどんな相談を受け付けているかを知らない割合	6割	引き下げる			

第4章 施策の内容

基本目標

施策の方向性

推進項目



現状と課題への対応